

目黒区 アピアランスケア用品購入等費用助成 Q&A

No.	質問	回答
1 助成対象について		
1-1	ウィッグ本体と合わせて、ウィッグスタンドを購入しましたが、対象となりますか。	対象となりません。 ウィッグスタンドの他に、メンテナンス用の消耗品や、ウィッグのサイズ調整やカット、セットに係る費用も対象外となります。 ただし、本体価格内に本来対象外であるものも全てセット価格として含まれている場合には、対象となります。
1-2	医療用帽子ではありませんが、対象となりますか。	医療用であるか否かは問いませんので、対象となります。
1-3	スカーフやバンダナは助成対象となりますか。	対象となりません。 ただし、帽子型やウィッグに付いている場合等、被る目的のみの商品は「帽子」または「ウィッグ」として対象になる場合がありますので、お問い合わせください。
1-4	つけ眉毛は助成対象となりますか。	対象となりません。 つけ眉毛やつけまつげ等のメイク用品、アートメイクは助成対象外です。
1-5	治療費(施術費)は助成対象となりますか。	対象となりません。
1-6	医薬品は助成対象となりますか。	対象となりません。
1-7	補整パッドを固定するために補整機能のない下着を同時購入しましたが、対象となりますか。	補整パッドまたは人工乳房を固定するために購入した補整機能のない下着は、補整パッドまたは人工乳房と共に購入する場合のみ対象となります。
1-8	弾性着衣は助成の対象となりますか。また、ガードルは対象となりますか。	弾性着衣(治療用装具)が医療保険各法による医療に関する給付(保険適用。療養費の支給)の対象となる場合には、お持ちの保険証の保険者へご相談ください。治療用装具療養費や補整具費支給制度などの他制度の対象となっていない場合に助成の対象となります。 原則として着圧30mmHg以上のものが対象となりますが、医師の特段の指示がある場合は着圧20mmHg以上のものが対象となります。 また、ガードルは補整下着に含まれ、対象となります。
1-9	人工ニップルの着脱に必要な接着剤と剥離剤は、対象となりますか。	本体の脱着に必要な接着剤と剥離剤は、本体と合わせて申請する場合には対象となります。
1-10	乳房再建の手術は対象となりますか。	対象となりません。
1-11	購入する際にかかった送料や手数料、交通費は助成対象となりますか。	対象となりません。 助成対象は、対象品本体にかかる費用の実費(税込)のみです。

No.	質問	回答
1-12	エプテーゼには、どのようなものがありますか。	乳房、乳頭、鼻、耳など、外科的治療等により欠損した部分に装用する補整用人工物で、人工乳房や義眼等があります。
1-13	義手は対象となりますか。	機能回復を目的とする義手や義足は対象外となります。 日常生活を送る上で必要な移動等の確保、就労場面における能率の向上等を目的とした障害者総合支援法による補装具費支給制度の対象となる場合(義足、車いす、装具、補聴器、義眼等)には、対象外となります。
1-14	ポイントやクーポンの利用分は助成対象となりますか。	対象となりません。 助成対象は、ポイントやクーポンを利用した額を差し引いた後の実際に自己負担した金額のみです。
1-15	商品券、ギフト券、仮想通貨で購入した物品は助成の対象となりますか。	対象となりません。 助成対象は、現金(銀行振込含む)、クレジットカードまたは電子マネーで購入・レンタルした物品のみです。
1-16	インターネットオークションやフリーマーケット等で購入したものは、助成対象となりますか。	対象となりません。 インターネットオークションやフリーマーケット(アプリ含む)、その他の個人間取引での購入品は、助成対象外です。
1-17	ケア用品を自作した場合、助成対象になりますか。	対象となりません。 購入・レンタルしたもののみが対象となり、材料購入費及び製作に要する経費は助成対象外です。
1-18	申請に必要な書類の発行費用は助成対象となりますか。	対象となりません。 医師の意見書等の書類の発行にかかる費用は助成対象外です。
1-19	2年前から先月までウィッグをレンタルしていましたが、助成の対象になりますか。	レンタルの開始日が1年以上前であった場合、申請日の直近1年以内に支払ったレンタル費用のみ申請可能です。
2 申請の可否について		
2-1	医師の意見書は購入後に発行を依頼する必要がありますか。	発行を依頼する時期は問いません。ご提出いただいた医師の意見書の内容が、申請するアピアランスケア用品との関連があるか審査します。
2-2	旧事業「目黒区がん患者ウィッグ購入等費用助成」で過去に2回の助成を受けました。当事業での申請はできますか。	既に2回の助成を受けた方は、当事業の対象となりません。 助成回数は、令和7年度までの旧事業(「目黒区がん患者ウィッグ購入等費用助成」)を含め、対象者1人につき2回までです。
2-3	旧事業「目黒区がん患者ウィッグ購入等費用助成」で過去に1回助成を受けましたが、申請はできますか。	助成回数は、令和7年度までの旧事業(「目黒区がん患者ウィッグ購入等費用助成」)を含め、対象者1人につき2回までのため、残り1回申請できます。

No.	質問	回答
2-4	ウィッグを毎月前月払いでレンタルしていますが、10万円を超えた時点で1度申請し、再度10万円を超えた際に同一商品2回目の申請はできますか。	10万円を超えるまでの金額をまとめて申請でき、同一商品の2回目の申請も可能です。ただし、申請日の直近1年以内に支払ったレンタル費用のみ申請可能です。申請時には、領収書とレンタル開始日がわかる契約書等をあわせてご提出ください。
2-5	半年前に助成を受けましたが、ウィッグを再購入しました。申請できますか。	過去に受けた助成が1回分のみであれば、2回目として助成対象となります。
2-6	脱毛の副作用を伴う抗がん剤治療を開始しました。脱毛に備えてあらかじめウィッグを購入しましたが、申請できますか。	現に脱毛したかは問わず、対象となります。 ただし、抗がん剤を使用した化学療法や頭部へ放射線治療など、脱毛の副作用がある治療が確認できる書類の写しをご提出ください。
2-7	抗がん剤治療を近々開始しますが、始める前に申請できますか。	抗がん剤治療をすることが記載された「治療方針計画書」などをもとに申請できます。
2-8	手術を2年前に受けましたが、申請できますか。	手術した日は問わず、がん等の疾病やその治療、外傷による外見の変化でヘアケア用品を必要とする場合には、申請可能です。ただし、ケア用品の購入・レンタル費用の支払日(レンタル開始日)から1年以内の申請が必要です。
2-9	対象品目を複数購入した場合、まとめて申請することはできますか。	別日に複数購入の場合でも、まとめて1回に申請できます。全ての領収書をご用意のうえ、領収書の日付で一番古い日の翌日から1年以内に申請してください。 ただし、申請は旧事業(「目黒区がん患者ウィッグ購入等費用助成」)を含めお1人2回までとなります。 なお、異なる品目を合算して申請いただく場合は、傷病またはその治療の証明書類も複数ご提出いただく場合がございます。例えば、ウィッグと補整下着を申請いただく場合、証明書類は、①脱毛の副作用がある抗がん剤の薬剤名等がわかるもの、②手術による乳房の切除が確認できるものの2種類をご用意ください。
2-10	過去に別の自治体で同種の助成を受けている場合、目黒区で申請できますか。	他の自治体を実施する同種の助成を受けた回数も含めて、対象者1人につき2回まで申請可能です。既に2回以上受けている場合は、対象外となります。
3 助成対象者及び申請等に関する共通事項		
3-1	助成対象者に年齢制限はありますか。	ありません。
3-2	別居の家族(別世帯)が申請できますか。	保護者又は成年後見人を除く助成対象者本人以外が申請する場合には、助成対象者本人が記載した委任状の提出が必要となります。

No.	質問	回答
3-3	対象者が未成年である場合や、本人が申請できない場合、代理で申請できますか。	未成年者の場合、保護者が申請できます。 申請書の「申請者」欄に代理で申請を行う方の情報を記入し、「対象者」欄に実際に使用する方の情報を記入してください。 なお、保護者又は成年後見人を除く助成対象者本人以外が申請する場合または助成対象者本人以外の口座を振込先に指定する場合、助成対象者本人が記載した委任状の提出が必要です。
3-4	助成対象者本人ではない口座に振込みたい場合は、どうしたらいいですか。	振込は申請者の口座に行いますので、助成対象者以外の方の口座への振込を希望する場合は、希望する口座の名義人が申請者として申請を行ってください。 ただし、助成対象者以外の方が申請する場合には、助成対象者本人が記載した委任状の提出が必要となります。
3-5	申請してから、どのくらいで振込がありますか。	提出いただいた書類を審査してから、決定・不決定を行います。お振込までは、申請完了から2か月程度お時間がかかります。
3-6	現在、目黒区に住んでいますが、購入時は別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか。	申請日時点で目黒区に居住し、かつ住民基本台帳に記載され、購入時の自治体で申請していなければ対象になります。
3-7	インターネット(クレジットカード決済)で購入して領収書がない場合は、どうすればいいですか。	まずは、購入店に領収書の発行を依頼してください。 それが難しい場合、領収書に代わるものとして、購入内容及び支払内容が確認できる書類と、発行者の名称及び住所等の内容全てが確認できる書類を提出してください。 <u>購入内容が確認できる書類</u> 納品明細、購入したケア用品のパフレットやカタログ等 <u>支払内容が確認できる書類</u> レシート、クレジットカード利用明細書等 ※インターネット購入の場合は、注文の受注確認のメールを印刷したものや納品書等の書類を提出してください。
3-8	申請書を書き間違えました。どのようにしたらよいですか。	金額の訂正はできませんので、書類の書き直しが必要になります。 金額以外の項目は、二重線で訂正してください。

問合せ・申請先	〒153-8573 目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号 目黒区役所 総合庁舎本館 3 階 目黒区健康推進部健康推進課健康づくり係 アピアランスケア用品購入等費用助成受付担当 電話 03-5722-9586 (月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※祝日・休日、年末年始を除く)
---------	---